

いずっとでんき利用規約

第1条（規約の適用）

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下、「当社」といいます。）は、株式会社東急パワーサプライが規定する「電気需給約款【低圧】」または「電気取次需給約款【低圧】」（以下、「約款」といいます。）による電気需給契約（以下、「サービス契約」といいます。）に関して、契約事務および請求等を当社の定める「いずっとでんき利用規約」（以下、「本規約」といいます。）により行うものとします。なお、本規約は、「いずっとでんき」および「いずっとでんき2」を総称して「いずっとでんき」とします。

2. サービス規約については、本規約を優先的に適用することとし、本規約に特に記載のない事項に関しては約款を適用するものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を株式会社東急パワーサプライとサービス契約を締結する者（以下、「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することができます。その場合には、サービス契約の契約事務および請求等は、変更後の本規約に基づき行われるものとします。

2. 本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し当社の定める方法によりその内容を通知します。

第3条（サービス契約の申込み）

当社を介して約款に定めるサービス規約の提供を受けようとする者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約の内容を承認の上、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の申込み通知を行うものとします。

2. 第1項に規定する申込み通知の際の利用住所が、その他サービスと同一住所の場合には、原則としてその他サービスと同一の契約名義とするものとし、支払方法についても同様とします。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、第1項に規定する申込み通知を承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が約款および本規約に違反する恐れがある場合
 - (2) 申込み内容に虚偽の記載があった場合
 - (3) その他、サービス契約締結が不適当である場合
4. 前項の規定により、当社がサービス契約の申込み通知を承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第4条（加入者が行うサービス契約の解約）

加入者は、サービス契約を解約しようとするときは、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の解約通知を行うものとします。

第5条（その他の提供条件）

- 加入者は、サービス契約の申込み時に通知したサービス内容、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には当社に通知するものとします。
2. 加入者は、約款の規定により、サービス契約の申込み時に通知した住所の変更請求をすることはできません。この場合、加入者は、約款の規定に基づき、サービス契約を解約した上で、新たにサービス契約を申込むものとします。なお、加入者は、この場合のサービス契約解約および新たな申込みについて、第3条の規定に基づき当社に通知するものとします。

第6条（加入者の支払い義務）

- 加入者は、約款の規定により、株式会社東急パワーサプライより当社が譲り受けた債権（約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務にかかる債権）の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 前二項の支払い義務は、サービス契約が解約または解除された後も有効に存在するものとします。

第7条（請求明細の発行）

- 当社は、加入者から請求があった場合は、請求明細書を発行するものとします。
2. 加入者は、請求明細書の発行を請求した場合には、以下に定める発行手数料を支払うものとします。
- | 区分 | 単位 | 料金額 |
|-------|-------|------------------|
| 発行手数料 | 1発行ごと | 200円
(税込220円) |

第8条（料金等の支払い期限等）

- 当社は、第6条（加入者の支払い義務）および第7条（請求明細の発行）の規定により加入者が支払う義務を負う料金等について、支払期限を定めて加入者に請求します。
2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。
3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第9条（当社が行うサービス契約の解除）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス契約を解除することができるものとします。

- (1) 第6条（加入者の支払い義務）および第7条（請求明細の発行）に規定する料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (2) 申込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) 約款の規定に違反した場合
2. 当社は前項の規定により、サービス契約を解除しようとするときは、約款に規定するとおり、解除の15日前までに通知します。

第10条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、個人情報保護法その他関係法令および当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

第11条（損害賠償の特約および免責事項）

- 当社が第9条（当社が行うサービス契約の解除）の規定により、サービス契約を解除したことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 加入者が、電気の使用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が、電気の使用により、当社に損害を与えた場合には、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第12条（国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切に紛争等については、熱海簡易裁判所または沼津地方裁判所を管轄裁判所とします。

第13条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則 この規約は2026年1月1日より施行します。